

見積依頼書

年 月 日

協力業者名
担当者

殿

株式会社 清水組

作業所長

印

工事名称	
全体工期	年 月 日 ~ 年 月 日
下請工事の工期	年 月 日 ~ 年 月 日
施工場所	
下請け工種	
下請け工事数量	
見積り条件	
見積有効期間	見積書発行日より <input type="checkbox"/> 1カ月 <input type="checkbox"/> 3カ月 <input type="checkbox"/> 6カ月 <input type="checkbox"/> 9カ月 <input type="checkbox"/> 12カ月
契約方法	注文書を発行致します
支払方法	出来高払い 現金100%
支払時期	毎月20日締切 翌月20日支払(20日が土・日・祝日の場合は25日)
工事の変更・中止等	当社は、必要があると認めるときは書面をもって下請業者に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは両者協議して工期又は請負代金を変更する。
天災の影響への対応	下請け業者は、天候の不良等その責に帰することができない理由、その他正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、当社に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は両者協議して定める。
物価変動への対応	工期内に賃金または物価の変動により請負代金額が不適當になり、これを変更する必要があると認められるときは、両者協議して請負代金額を変更する。
第三者の損害への対応	施工について第三者に損害を及ぼしたときは、下請け業者がその損害を負担する。但し、その損害のうち当社の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについてはこの限りではない。

労務賃金の内訳明示について	法定福利費と、その算出根拠となった労務賃金相当額(労務賃金)の内訳明示をお願いします。
工事完成時の検査実施について	下請業者は工事完成後は遅滞無く当社に通知するものとし、当社は下請業者立会のもとに10日以内に完成確認の検査を行う。この検査に合格しないときは、下請業者は遅滞なくこれを補修して再度検査を受ける。
工事目的物の瑕疵担保責任について	当社は、工事目的物の瑕疵について、下請業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要でなく、かつその補修に過分の費用を要するとき及び瑕疵担保期間を経過したときは、当社は修補を請求することはできない。
各種履行の遅延による損害金の規定	下請業者の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、当社は下請業者から損害金を徴収して工期を延長することができる。その損害金の額は請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ計算した額とする。当社の責に帰すべき理由により下請業者への請負代金の支払が遅れた場合においては、下請業者は未受領金額につき遅延日数に応じ計算した額の遅延利息の支払いを請求できる。
契約に関する紛争の解決方法	契約に関して紛争が生じた場合には、双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図る。前出のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたとときは、建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

<p>・見積依頼書を確認し見積をいたしますとともに、社会保険等の加入状況を以下に報告致します。 ・再下請契約を締結する際は、各種社会保険への加入を確認し、必要に応じて指導します。</p>			
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金	雇用保険
	・加入 ・未加入 ・適用除外	・加入 ・未加入 ・適用除外	・加入 ・未加入 ・適用除外
	番号=	番号=	番号=
確認日	令和 年 月 日		
会社名			
担当者	印		